

船 行 第 4 6 1 号

平成 1 8 年 9 月 2 9 日

船 橋 市 監 査 委 員 様

船橋市長 藤 代 孝 七

平成 1 7 年度包括外部監査結果に係る措置等の状況のまとめについて

平成 1 8 年 2 月 2 3 日付で船橋市包括外部監査人から提出された平成 1 7 年度船橋市包括外部監査結果報告書に係る措置等の状況について、別紙のとおり通知いたします。

なお、包括外部監査結果報告書には、監査の結果とともに包括外部監査人の意見が記されており、意見に対しては必ずしも措置等を要するものではありませんが、現在の状況や意見に対する考え方を記載しています。

(担当 : 行政管理課 只縄 内線2144)

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	個人市民税、法人市民税の減免申請書の日付等の記載漏れや生活保護の証明書が適切に保管されていないものがある。	日付の記載もれ等について、申請時に記載をさせ、また、生活保護の証明書についても併せて、一対で保管管理をするようにした。	措置済み
意見	個人市民税の減免通知書のコピーを保管すべきである。	コピーをし、必ず保管管理をするようにした。	措置済み
意見	個人市民税の減免税額申請書は、減免通知書と同じファイルに綴り、保管することが望まれる。	同一ファイルに綴り保管するようにした。	措置済み
意見	法人市民税の申請者による記載漏れや記載誤りは申請者に修正させ、これが失念された場合には、適時適切に修正されることが望まれる。	窓口の対応及び問い合わせ等において、記載もれのないよう、わかりやすく説明するようにした。	措置済み
意見	臨戸徴収を含む無申告法人に対する回収マニュアルを文書化し、臨戸徴収結果をレポート化することが望まれる。	無申告法人の臨戸調査については、事前にリストを作成し、打合せをして調査を行っている。また、調査後結果についても作成リストに記載し、処理を行っている。	回収マニュアルの文書化については、当面現行のやり方に対応する。
意見	法人税額について、国や県との情報の共有化を行い、将来的には自動的に照合できるようなシステム構築を行うことが望まれる。	監査時点と同じ	システム化について、導入を検討していく。
監査結果	法人市民税における資本金等の金額や従業者数のチェックが行われていない。	監査時点と同じ	法人市民税のシステムの見直しの際に資本金と総従業員数の枠を設け、申告の入力の時に照合をしたい。
意見	法人市民税における資本金等の金額について、国税当局との情報の共有化を行い、将来的には自動的に照合できるようなシステム構築を行うことが望まれる。	監査時点と同じ	システム化について、導入を検討していく。

固定資産税課

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	非課税としている固定資産のうち大口のものについて、条例で定められた申告書類がほとんど保管されていない。	非課税の申告書類が保存されていない物件について、すべての現物実査を平成22年度末終了を目標として行い、その報告書等を保存することで対応することとし、実査による報告書作成に着手した。	非課税物件すべての現物実査を、平成22年度末終了を目標として行い、報告書等を作成する。
意見	非課税としている固定資産について、条例で申告に必要な書類が定められていない場合も規則等で必要な書類を定め、適切に保管する必要がある。	条例で申告に必要な書類が定められていないものについても、平成18年度内に要領等で規定することとした。	要領等を作成する。
意見	「115 公衆道路」の私道について、非課税明細として管理する必要がある。	監査時点と同じ	2万件を超える物件を明確に公道と私道とに区分けするための情報がない（所有者情報だけでは区分けできないものがある）ので、指摘に対応するためには区分けシステムの構築が必要となり、多くの時間・労力・経費を要することとなることから、その必要性和効果を今後検討する。
監査結果	「115 公衆道路」の私道について、非課税とするには公衆道路認定申請書を提出する必要があるが、現在の運用では書類の提出がなくても非課税として処理されており、私道に係る取り扱いの規定に反している。	不動産登記法上、分筆したものについては明らかに非課税対象と認められるので、平成18年度から船橋市固定資産評価実務要領を改定し、申請書の提出を要しないこととした。また、未分筆のものについては、引き続き申請を求めることを徹底した。	措置済み
監査結果	課税保留物件が、課税保留の原因が調査されないまま放置されている。	監査時点と同じ。（課税保留物件は、十分な調査をした上で課税を保留している。）	登記簿に登録されているが、存在が確認できない土地の固定資産税は、課税できないこととされており、十分な調査を行ったうえで課税を保留している。このような土地は、その周辺の土地を含めて境界が不確定であったり、分合筆が正しく行われていないことが考えられ、問題が大変複雑である。この問題を課税庁が解決することは、事実上不可能と考えるので、措置を講じる必要はないと考える。 ただし、課税保留物件の登記簿または公図に何らかの変更があれば再度調査を行い、存在を確認した場合は、課税保留を解除し課税をしている。
監査結果	固定資産税の減免処理について、システムへの入力や物件の特定に誤謬があった。	誤謬があった物件は、平成17年9月7日に税額更正を行った。また、このような誤謬がないよう、減免明細リストによるチェックを厳密に行うようにした。	措置済み
監査結果	固定資産税の減免取り扱い要綱は、非常に裁量が広い規定となっている。	減免事務に関する取り扱いについては、裁量により恣意的な判断とならないように、また、事務の明確化、統一化を図るため、平成18年5月26日に減免事務取扱要領を作成し、具体的な規定を定め、より一層の適正執行に努めることとした。	措置済み

固定資産税課

区分	事項	現在の状況	今後の方針
意見	非課税物件及び減免物件に対し、市が定期的な現物実査を実施することが望ましい。	平成17年度から、全物件の現物実査を開始し、平成22年度末終了を目標としている。	関係物件が多いことから、5年（固定資産税の除斥期間内）の範囲内をサイクルにして実地調査を行えるよう努めたい。
意見	土地経年変化調査表について、マニュアル・記載例等の作成による記載内容の統一化や第三者による作業漏れのないことの確認、ランダムサンプリング等によるダブルチェックの実施が望ましい。	記載内容統一や作業漏れを防ぐためのプログラムを作成中である。	記載内容統一のためのプログラムを作成する。
意見	固定資産評価員は、補助員である固定資産税課職員の実際の作業について、アドバイスにとどまらず、チェックも実施することが望ましい。	アドバイスにとどまらず、重要又は困難な案件等については、以前からチェックも受けている。ただし、評価員は非常勤職員であり、かつ、件数も膨大になることから、全件チェックは無理なため、サンプリングによるチェックを要請していくこととした。	措置済み
意見	固定資産税の減免取扱い要綱第3条第1項別表第4号該当2の規定を、より趣旨に即した表現で改訂することが望ましい。	要綱の見直しに向け、検討している。	要綱を見直す。
意見	償却資産申告書の審査について、ランダムサンプリング等によるダブルチェックの実施が望ましい。	従事職員の専門的知識の向上と審査及び判断基準の統一化に努めるとともに、ランダムサンプリングチェックの件数を増やすなど、その精度を高めていくこととした。	措置済み

税制課

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	軽自動車税の減免申請について、証明書類が適切に添付されていないものや申請書の記載誤りなどがある。	平成18年5月12日の受付開始時から、窓口での受付時に、より注意して確認し、記載漏れ・誤りのないようにした。また、郵送での申請で書類不足や記載漏れ・誤りがあったときは、電話で書類提出の指示・記載内容の確認をするようにした。	措置済み
意見	事業所税の減免の承認について、厳重なチェックが行われることが望まれる。	今まで以上に厳しくチェックを行うようにした。	措置済み
意見	事業所税について、事業所税算定のための専用のパッケージソフト等の導入又は他の税金との統合システムの導入により調定額の計算を行うことが望まれる。	監査時点と同じ	事業所税のシステム化については、法人市民税のデータ活用等を含め、導入を検討していく。
監査結果	事業所税について、納税義務の有無の基準となる従業者数の正確性の確認が十分行われていない。	事業所税従業者割の免税点判定については、平成18年1月16日に、平成17年4月1日現在の法人市民税データから従業者数100名以上の事業者の抽出リストを作成し、確認している。	措置済み
意見	事業所税の非課税明細書及び課税標準の特例明細書の記載漏れについて、事業者に十分指導するとともに、適宜修正することが望まれる。	各明細書の記載漏れについては、事業者への指導とともに、適宜修正するよう、これまで以上に留意するようにした。	措置済み

納税課

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	税金の滞納者に対する督促状を、財務規則上の納期限後20日以内ではなく、30日以内で送付している。	監査時点と同じ	地方税法第329条第3項による、期間の変更について検討していく。
監査結果	未納の市税債務の承認及び納税誓約書に分納を認める根拠が記録されていないため、分納を認める理由が十分に検討されていない。	分納を認める基準を策定中である。	分納を認める基準を策定する。
監査結果	未納の市税債務の承認及び納税誓約書の納付計画の欄に何も記載されない場合がある。	指摘のあった納付計画未記入3件については、リストラにあい現在無職、事故に合いリハビリ中及び生活困窮者で、納付計画が立てられないことから、誓約書の記載内容に不備があったものである。17年度以降、未記入の誓約書はない。	措置済み
監査結果	未納の市税債務の承認及び納税誓約書を作成せず、納税課長の承認なしに担当者レベルで分納を認めたものがある。	滞納者が来庁および直接折衝できた時は、必ず誓約書を作成し、電話等での分納約束については、後日郵便にて、誓約書の受領を徹底するとともに、納税課長の承認を得るようにした。	措置済み
監査結果	市税の滞納金の分納が実施される場合に、担保の徴取が行われていない。	地方税法第15条に基づき申請のあった案件については、担保を徴取することを徹底した。	措置済み
監査結果	市税の滞納金の分納期間が2年を超過しているかどうか、50万円未満の滞納者については、担当者以外の者による検証が行われていない。	分納期間が2年を超過した滞納者のチェック体制については、50万円未満の内、20万円台、30万円台、40万円台等段階的に、18年度から各班長が確認するようにした。	措置済み
監査結果	地方税法第15条の9による延滞金の2分の1の免除について、収納支援システムでは延滞金が満額で計算されており、免除が実施されず延滞金が徴収されている納税者がいると考えられる。	調査の結果、地方税法第15条第1項による徴収の猶予をした場合に、延滞金を過大に徴収しているものはなかった。	措置済み
監査結果	市税の滞納金の分納不履行後の対応及び猶予が認められる基準が明確になっていない。	分納不履行後の対応については図示した。猶予が認められる基準については策定中である。	猶予が認められる基準を策定する。
監査結果	財産なしと判断された場合の分納後の対応及び猶予を認める場合の基準が明確になっていない。財産なしの場合は、納付の猶予よりも執行停止のほうが適切である。	分納後の対応については図示した。分納不履行後、財産なしで分納計画も立てられない納税者に対しては、生活状況の調査後、執行停止の処分をするようにした。	措置済み

納税課

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	国税等と比較し、市の即時の執行停止が遅い。	国税等の情報を適時に把握し、執行停止の早期見極めを行い、不納欠損処理を行うようにした。	措置済み
監査結果	市税の滞納金が督促状を発送した日から起算して10日が経過して納付等に至らない場合でも、滞納処分が実行されていない。	監査時点と同じ	納税の資力を有しているにもかかわらず納付しない滞納者に対しては、積極的に滞納処分を行っていく。
監査結果	滞納処分を行っていない高額市税滞納者について、財産があるために執行停止ができない状態にあると考えられるが、財産の差押が実施されていない。	高額滞納者については、更に滞納処分を強化した。	今後も一層の差押えを実施していく。
意見	差押財産の進捗管理一覧表を作成し、換価による滞納金の回収を促進する必要がある。	差押処分済の滞納者リストは、毎年6月初めに出力している。また、進行管理表を作成し、進捗管理を更にきめ細かく実施し、滞納金の回収に努めるようにした。	措置済み
意見	地方税法第15条の7第5項によって不納欠損処理すべき滞納金を的確に把握する必要がある。	課内のヒアリングを行って滞納整理の方向を決定し、更に11月と2月に当該年度の不納欠損処理案件を把握するようにした。	措置済み
監査結果	市税の滞納に対する延滞金について、年度末の総額を把握していない。	監査時点と同じ	現在のシステム上出力できないことから、今後のシステム変更時に併せて出力できるか検討していく。
監査結果	市税の滞納金の入金額が過年度の本税に優先して充当され、延滞金が何年分も残っている納税者が見受けられる。	国税徴収法第129条第6項「配当の原則」の中で、本税優先充当が規定されているが、本税と並行して延滞金を徴収するよう努めるようにした。	措置済み
意見	市税の滞納に係る延滞金全般の徴収体制を強化し、延滞金の徴収を徹底する必要がある。	延滞金の徴収については、更に徹底するようにした。	措置済み
意見	市税の高額滞納者に対しては、地方税法に従って必ず財産の差し押さえを行うべきである。	高額滞納者については、法に従って差し押えを徹底するようにした。	措置済み

納税課

区分	事項	現在の状況	今後の方針
意見	差し押さえる財産は、民間債権の抵当権が設定されやすい不動産ではなく、動産や債権等を中心とし、有価証券・自動車・無体財産権等にも範囲を拡大すべきである。	債権中心の差し押えにシフトして滞納処分を進めるようにした。	措置済み
意見	差し押財産がない場合や換価代金の回収が難しいと判断される場合は、即時の執行停止により不納欠損処理を行うべきである。	財産調査・債務状況調査等のうえ換価代金の回収が難しいと判断される場合は、執行停止により不納欠損処理を行うようにした。	措置済み
意見	時差出勤による徴収・特別滞納整理は、今後更に実施回数を増やし、市税の滞納金の徴収に努めるべきである。	時差出勤は平成15年度から平成17年度まで試験的に施行した。	今後とも、効率的な特別滞納整理を実施していく。
意見	不在により折衝を逃れている市税滞納者に対する効果的な対策を考案し、全体の折衝率を高める必要がある。	監査時点と同じ	臨戸訪問して折衝を図るのか、滞納処分を執行することにより折衝機会を探るのが良いのか、いずれにしても全体の折衝率の向上に努めていく。
意見	市税収納員による徴収で不在時の文書差置について、より効果的な対応方法を考案し、収入事務の有効性を高める必要がある。	監査時点と同じ	訪問する曜日・時間滞の変更等、より効果的な対応方法を検討していく。
意見	市税収納員に対して定期的に研修や指導を行う必要がある。	従来も研修や指導を行ってきたが、定期的に行うようにした。	措置済み
意見	徴収効果が認められる範囲内で市税収納員の増員も検討する必要がある。	平成18年6月から4名増員した。	措置済み
意見	船橋駅前総合窓口センターでの市税の徴収は今後も継続し、市民へのアピールを強化すべきである。	監査時点と同じ	今後も継続するとともに、市民へのアピールを積極的に行っていく。
意見	コンビニエンス・ストアでの市税の納付は、先行他市を参考にして、最小のコストで収納率の向上が図れるように留意する必要がある。	平成19年度導入に向け準備中である。	コンビニエンス・ストアでの市税の納付を導入する。
意見	インターネット経由での市税の納付も導入を検討する必要がある。	監査時点と同じ	現在、コンビニ収納を平成19年度導入に向け準備中であり、その後、インターネット等を活用した納付の導入も検討していく。
意見	市税の口座振替加入率の一層の向上に努める必要がある。	口座振替加入率の一層の向上に努めている。	措置済み
意見	市税を期限内に納付しなかった場合のペナルティの内容を広報等に明記すべきである。	監査時点と同じ	多くの滞納者が法に基づく延滞金の利率や差し押えによる強制執行を理解していないと思われるので、滞納者の発生を抑制するためにも、ペナルティの内容を広報等を通じてアピールしていく。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
意見	保険料の債務承諾書等の承認にあたり、制度を悪用しているか否かの判断を画一的に行うことができる判断基準の作成が必要である。	監査時点と同じ	相談内容の真偽を確認してから分納金額の決定の判断をするのは実際の事務では不可能であるので、今までどおり、納付相談をした上で、債務承諾書を作成し、納付計画を策定する。なお、滞納相談者に対しては債務承諾書の作成を義務付けることを原則とする。
意見	未折衝の保険料滞納者と折衝するため、広報の拡充や要員の確保等が必要である。	監査時点と同じ	要員の確保に努める。
監査結果	保険料の特定滞納者の規定上の定義と運用上の定義が異なっており、本来登録管理すべき特定滞納者が登録されていない。	差し押さえや債務承諾書による承認がされていない分割納付世帯については、特定滞納者からはずすこととした。	債務承諾書作成者と差押世帯についてのみ特定滞納世帯として管理する。
意見	保険料滞納者の管理を規定どおりに行った後は、特に悪質な者に対しては、延滞金の徴収や給付差止、滞納処分を検討する必要がある。	延滞金の徴収と給付差止については、検討中である。滞納処分(差押)については現在予定世帯を抽出中である。	延滞金については、特に悪質な世帯だけではなく分割納付不履行世帯についても、徴収をする。給付差止については引き続き検討する。滞納処分(差押)については実施する。
意見	所得不明の者に対しては実態を調査して、正しい所得に見合った保険料を調定し、納付させる必要がある。	監査時点と同じ	所得実態の調査は困難なため、所得申告をするよう、可能なPR等を検討していきたい。

医療センター

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	財務規則に定めるもののうち、時効（5年）の場合にしか医療費の不納欠損処分が行われていない。	公立病院の診療報酬債権の消滅時効が、地方自治法の5年から民法適用の3年となった。そのため消滅時効の期間が経過しても、債務者側の「時効の援用」がなければ、債権債務の関係が残り続けることになったので、平成17年度末においては、不納欠損処分を行わないこととした。（医事課）	時効以外の場合（自己破産や死亡後の相続放棄が明らかになった場合等）についても不納欠損処分を行っていく。（医事課）
監査結果	年度末時点における保留レセプト及び返戻保留レセプトについての、未収計上が実施されていない。	監査時点と同じ（医事課）	保留レセプトのうち公費負担等申請中のものについては、正確な患者負担金を算定するために現行処理を行いたいと考えている。その他については未収計上するかどうかを検討する。（医事課）
監査結果	保留レセプト及び返戻保留レセプトについて、管理台帳等が作成されていない。	入院・外来ともに保留、返戻レセプト一覧表を作成し、管理を行うようにした。（医事課）	措置済み（医事課）
監査結果	滞納債権の臨戸徴収の際、時効中断の要件となる延納又は分納の承諾書類を入手していない。	未収金の承認及び納付誓約書（案）を作成中である。（医事課）	時効中断の債務承認について、「未収金取扱要綱」に明記する。（医事課）
監査結果	滞納債権の臨戸徴収において面会不能とされた比較的少額の医療債務未納者について、今後の回収コストの発生を削減する工夫を検討する必要がある。	未収金額1万円以上を対象とするようにした。（医事課）	措置済み（医事課）
監査結果	入院保証書に、連帯保証人の印鑑及び印鑑証明を求めているため、法的に連帯保証債務を追究することが難しくなっている。	監査時点と同じ（医事課）	現状では連帯保証人に印鑑証明まで求めることは難しいと考えている。（医事課）
監査結果	窓口で医療費の延納を申請した患者で、健康保険証で身元確認が不能な患者について、公的機関発行の身分証明書の提示を求めている。	身分証明書の提示を求めるようにした。（医事課）	措置済み（医事課）
監査結果	不納欠損処分の中に、保険会社への代位請求を行わず、診療報酬債権を回収不能としてしまったものがある。	今後このような事例が発生した場合は、できるだけ早期の回収に努めることとした。（医事課）	措置済み（医事課）

介護保険課

区分	事項	現在の状況	今後の方針
意見	保険料の債務承諾書等の承認について、制度の趣旨に沿った形で画一的に行うことができる判断基準を用意する必要がある。	監査時点と同じ	介護保険料の分納誓約書兼債務承諾書の承認について、対象者の現在の納付方法、また個々の事情により内容が異なるため、制度の趣旨に沿った形で画一的な判断基準での運用は難しいと思われる。
意見	差押処分及び延滞金徴収について、ペナルティ制度の一環として規定どおりの実行を検討する必要がある。	監査時点と同じ	介護保険制度が平成12年度から開始し、6年経過したところであるが、制度発足後間もなかったため、差押処分や延滞金徴収について実施していなかったが、今後は検討していきたい。
意見	負担者間の公平性に配慮しつつも、弱者救済と徴収事務の有効性の観点から、保険料の減免制度拡充の検討が望まれる。	監査時点と同じ	介護保険料の減免については国の三原則に則り、行われているため、制度の拡充は慎重を要するところである。しかし、他市の実施状況を研究していきたい。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
意見	滞納債権については、債務者ごとに個別ファイルを作成することが望ましい。	債務者ごとに個別ファイルの作成を行った。	措置済み
意見	滞納債権については、相手先の状況を十分に把握するとともに、債権回収を促進できるような体制を整備することが必要である。	回収専任の担当者を設置し、回収マニュアルを作成した。	措置済み
監査結果	不納欠損処理の対象となる債権について、不納欠損処理が行われていない。	債務者の状況を確認し、時効成立等による回収不能分については、平成18年9月中に不納欠損処理が完了する見込みである。	引き続き、債務者の状況の確認を行っていく。
監査結果	心身障害者等住宅整備資金貸付金の延滞利息の調定及び回収が行われていない。	監査時点と同じ	元本の調停及び回収とともに、延滞利息については適切に計算し、調定及び回収を行う。
監査結果	収入未済金について、納期限後20日以内に納入義務者に対して督促状を発送していない。	監査時点と同じ	納期限後20日以内に督促状を発送する体制を整備する。平成18年8月利用分の収入未済金から督促状の発送等の措置を開始していく。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	保護開始時に資力があるにもかかわらず、収入・財産調査で虚偽申請を発見できなかったケースがある。	年金受給状況等に関する調査については、市年金課に照会し、その結果をケースファイルに記録することとした。なお、上記調査結果により、更に調査の必要がある場合は、社会保険事務所へ文書により照会を行い、回答をケースファイルに編綴することをケースワーカーに徹底した。(18年度から)	措置済み
意見	保護開始後に発生した収入について、チェック方法及びその体制についての精度をより向上させることが望ましい。	市民税課の収入データによる調書を例年より早く、7月中には終了するよう変更した。 29条調査については、訪問調査等による実情把握の結果疑問のあるケースについて、適宜調査を実施することとした。(18年度から)	措置済み
意見	滞納債権の管理について、債務者ごとの折衝記録を整備することが望ましい。	監査時点と同じ	滞納債権については、文書により適宜督促することとし、記録をケースファイルに編綴する。
監査結果	保護廃止後5年間保管することとなっている保護者ファイルの所在が、保護廃止後5年以内であるにもかかわらず、確認できなかった。	行政管理課書庫及び課の倉庫を探索した結果、課の倉庫にて発見した。また、このことは当該ケースファイルを使用後本来の保管場所に返却しなかったことが原因であることから、今後は厳正な管理、取り扱いを徹底することとした。	措置済み
意見	債権残高のある保護者に関する保護者ファイルについては、保護廃止後5年経過していたとしても保管しておくことが望ましい。	監査時点と同じ	債権残高のある被保護者に関するケースファイルについては、保管期間経過後も行政管理課に引き継がず、当課倉庫に保管するものとする。
意見	特に悪質な生活保護法第78条債務者については、少なくとも第85条の適用を検討することが必要である。	悪質な78条債務者については、場合によっては85条適用を検討することとした。(18年度から)	措置済み
監査結果	収入未済金について、納期限後20日以内に納入義務者に対して督促状を発送していない。	監査時点と同じ	納期限後20日以内に督促状を発送する。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	母子寡婦福祉資金の償還に関する違約金を徴収するに当たって、滞納者の生活状況や現況等を把握した上で審査し、徴収又は不徴収を決定する手続きが行われていない。	監査時点と同じ	今後、違約金の徴収に当たっては、滞納者の生活状況等を考慮し徴収、不徴収を決定していく。なお、従来、県において違約金徴収の手続きは行われていなかったが、外部監査の指摘により17年度に、15年度以降の滞納分から違約金を徴収するとしたことから、本市においても事務委譲を受けた15年4月以降の滞納分について、違約金を徴収するべく準備を進めている。
意見	母子寡婦福祉資金について、償還の免除制度の適用の検討が望まれる。	監査時点と同じ	償還の免除は母子及び寡婦福祉法で、「借受人が死亡又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたために償還が困難となった場合、議会の議決を経て免除することができる」とされているが、これらの理由により免除となる場合は稀であり、免除理由を拡大解釈し他の理由により滞納となっている者に対して、償還の免除を行うことはできない。また、同法では、「就職支度資金等一部の資金については、条例を定めることにより、所得の状況、借受人の死亡、障害を理由に一部の償還の免除をすることができる」と定めているが、現実問題として償還免除の条例を制定することは著しく困難である。
意見	母子寡婦福祉資金の償還計画確認書の作成に関して、分納の最低金額や償還計画確認書の再提出等についての早期のマニュアル化の検討が望まれる。	監査時点と同じ	県及び近隣市から情報を収集し、マニュアル化を検討したい。

保育課

区分	事項	現在の状況	今後の方針
意見	保育料の滞納整理記録簿を随時更新し、完済者や不納欠損処理者については取り除くべきである。	完済者等の交渉記録については監査以降、随時取り除いている。	措置済み
意見	保育料の少額滞納者について、コストをかけずに公平に徴収する取り組みが重要である。	監査時点と同じ	引き続き、滞納者に対し督促状（毎月発行）、催告状（隔月発行）の送付を行うとともに、在園児についてはこれらを郵送とせず、保育園から手渡しして督促することにより、滞納額の多寡に関わらず支払いを強く促していく。特に在園児に係る滞納については、保育園からの督促は効果的であるので、一層力を傾注していく。また、今年度から、保育料滞納整理事務専任の非常勤職員が1名増員されたため、日々の臨戸徴収等について対象者の拡大を図る。
意見	園長以外の保育士も督促状の交付や臨戸徴収に参加し、保育園全体で保育料滞納者に対応することも重要である。	監査時点と同じ	保育需要の高まりの中で、保育園においては定員を超過した児童の保育を行っており、また保育の実施についても複雑化が進んでいる中では一般の保育士については本来業務である保育の実施に専念せざるを得ない状況もあるが、園における滞納整理について、保育業務に支障の生じない範囲内で保育園全体として取り組める方策について検討を行っていく。
意見	保育料の納付誓約書の作成に関して、様式の統一化や分納の最低金額、誓約書の再提出等についての早期のマニュアル化の検討が望まれる。	監査時点と同じ	マニュアルの作成を検討する。
意見	保育料の滞納原因や滞納者の現在の状況についての集計をすることによって、着実に収納率向上に向けた努力をすることが重要である。	監査時点と同じ	現在、個々の滞納者については、折衝記録から滞納原因や現状の把握を行っているが、情報が個々人ごとの紙による記録であるため、即時の集計は困難であるが、機会を捉えて集計を行い、これらの状況についての把握、分析に努めていく。

児童育成課

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	正当な理由がなく児童育成料を滞納している利用者に対して、入所の許可の取り消しが行われた例がない。	監査時点と同じ	入所許可の取消処分については、処分によって退所させられた児童等への影響を考慮し、人道的見地から、この処分を行うことは大変難しいものと考えているが、児童育成料を滞りなく支払っている利用者との公平性を見地から、引き続き、滞納者に対して臨戸徴収等を実施し、児童育成料の納付を求めていく。
監査結果	児童育成料について、規則に定められた減免の可否決定通知書による通知が行われていない。	監査時点と同じ	平成19年度申請分から、規則に基づき、減免の申請があった者に対して、減免可否決定通知書により通知する。
監査結果	児童育成料について、同一の世帯が2人以上の児童を入所させる場合、規則に定められた減免申請書による申請が省略されている。	監査時点と同じ	平成19年度申請分から、規則に基づき、兄弟減免に該当する者に対して、減免申請書により申請させる。
意見	児童育成料について、1件当たりの滞納金額が少額のため、徴収率向上のための方策として他の部局よりも一層の効率的・経済的な徴収方法を講じることが求められる。	監査時点と同じ	滞納者の金額上位リスト及び滞納理由別一覧を作成し、徴収に役立てるとともに、今後とも、うっかりによる未納防止のため口座振替利用率の向上に努め、徴収率向上を図る。
意見	児童育成料の滞納予防策として、延滞金を徴収することで納付の促進を図ることも検討すべきである。	監査時点と同じ	児童育成料は、地方自治法上の使用料として位置付け徴収しているが、実質的には児童福祉法に規定する保育料に近い性格を持つものであり、延滞金を課することは、その性格になじまないものと考えている。
意見	児童育成料未納額承認・納付誓約書の作成に関して、様式の統一化や分納の最低金額、誓約書の再提出等についての早期のマニュアル化の検討が望まれる。	監査時点と同じ	マニュアル化する方向で検討する。

環境衛生課

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	し尿収集手数料の臨戸徴収の際に生活環境上問題がないかのチェックを行っているにもかかわらず、依頼がなければ収集が休止されたままである。	監査時点と同じ	現在、し尿収集手数料の高額滞納者に対しては、継続的な納付指導を行うため収集を休止し、収集が必要な都度市へ連絡をさせ収集手数料の納付を促している。継続的な納付指導を行うためには、有効的な手段であると考えているので同様にしていきたい。
意見	し尿収集伝票の送付取りやめ、収集作業の一時休止について、マニュアル化することが望まれる。	監査時点と同じ	平成18年度に滞納整理に係るマニュアルの作成を行う。
意見	し尿の臨時収集で特に従量の多い先については、滞納債権の臨戸徴収の回数を増やすなど強化することが望まれる。	監査時点と同じ	し尿の臨時収集は全体の10%程だが、収集手数料の滞納整理のためには臨戸徴収は有効的な手段であり、強化していきたい。
監査結果	霊堂使用料及び霊園管理料・使用料の減免申請書について、日付の記載漏れ及び修正個所に押印のないものがあった。	受け付け時に記入漏れ、訂正印漏れのないよう職員全員に徹底した。(18年度から)	措置済み
監査結果	現金領収帳を会計課からの交付後6か月で返納することが定められているが、守られていない。	現金領収帳取扱要領に基づき6ヶ月を経過した時、会計課へ返納し、再度同じ領収帳の交付を受ける処理を行っており、取扱要領に沿った処理がなされている。環境衛生課では同じ領収帳が6ヶ月を過ぎても使い続けられているため、返納がなされていないと監査時に誤って説明したものである。	措置済み
監査結果	霊堂使用料及び霊園管理料の分納金を銀行へ払い込んだ時点で、払込者以外の係長以上の職にある現金出納員等の確認印を押印することとなっているが、まとめて行われている。	銀行入金後、その都度係長職以上の者が現金領収帳の控えと照合し押印するようにした。(18年度から)	措置済み
意見	霊堂使用料及び霊園管理料の滞納債権の臨戸徴収の実施内容及び実施結果については、適切に記録することが望ましい。	平成18年度分から折衝内容の詳細を記載することとした。	措置済み
意見	霊堂使用料及び霊園管理料の滞納整理票の記載内容の統一化を実施することが望ましい。	平成18年度分から滞納者との折衝記録を上席者に回付し、記載不足等が生じないようにした。	措置済み

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	市場内業者から徴収している内線電話利用料の価格は、昭和52年に算定されており、現状に適しているとは言えない。	市場内の電話のダイヤルイン化に伴い、内線電話使用料の見直しを行った。(管理課)	措置済み(管理課)
監査結果	市場関係者用の駐車料金算定の合理的な根拠がなく、他市場の駐車料金を比較検討するなど、その妥当性を確認する必要がある。	平成18年3月、県内他市場(千葉、市川、松戸、成田、柏、木更津)の駐車場料金を調査、比較した結果、本市場の駐車料金を妥当なものと確認した。(管理課)	措置済み(管理課)
意見	業者合併の推進、預託金増額による保全向上、業績悪化業者への経営指導の実施等の施策を検討する必要がある。	監査時点と同じ(業務課)	業績悪化業者への経営指導については、以前から行っていた経営専門家による経営診断及び経営指導を継続していく。業者合併については、関係業者、仲卸組合等の意見聴取を実施し、推進を図っていく。(業務課)
意見	施設利用料等の滞納者の中で特に悪質と見られる者に対しては、滞納者に対する利用停止の規定を設定することが望ましい。	監査時点と同じ(管理課)	国への照会等によれば、現行条例では使用料滞納を理由とした、使用、営業許可の取消しが難しいとの見解であったため、使用許可期間の短縮等を視野に入れた新たな滞納整理基準の制定を検討中である。(管理課)
監査結果	収入未済金について、納期限後20日以内に納入義務者に対して督促状を発送していない。	平成18年5月分の使用料から実施済みである。(管理課)	措置済み(管理課)

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	再開発事業資金貸付金の審査について、必要書類を入手しただけと同じであり、適切な担保価値の評価が行われていたとは言えない。	今後このような事例が発生した場合は、適切な評価を行うこととした。	措置済み
監査結果	再開発事業資金の貸付時に債務者の決算書等を入手したのみで、その後債務者の直近の決算状況や資金繰り状況等の資料を全く入手していない。	監査時点と同じ	債務者から、直近の決算状況や資金繰り状況等の資料を入手すべく努めるとともに、他の入手方法を検討する。
監査結果	再開発ビルの一部区画の任意売却における実際の売却代金や按分方法に関する書類が添付されていない。	今後このような事例が発生した場合は、記録を保持しておくこととした。	措置済み
監査結果	再開発事業資金貸付金の延滞について訴訟を提起していない。又、抵当権実行や強制執行による債権回収等も行われていない。	法律相談を行うとともに、担保物件の鑑定評価を行った。	仮設営業所の明け渡し訴訟に係る和解の執行状況を考慮しながら、債権回収等に当たる。また、債権回収状況等を踏まえ、訴訟を視野に入れ、強制執行等を検討する。
監査結果	再開発事業資金貸付金の一定期間・金額を超える延滞については、遅延損害金を早期に調定・請求するよう内規を作り、その徴収の改善に努力すべきである。	監査時点と同じ	遅延損害金は、収入を決定した時に調定するものであるが、債権回収等に併せて内規を作るなどの徴収方法を検討する。

下水道管理課

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	督促を受けても下水道使用料を納付しない者について、地方税の滞納処分の例により処分が行われた例がない。	監査時点と同じ	特に悪質な滞納者に対しては、滞納処分を検討していきたい。
意見	県の水道使用料と下水道使用料の徴収を一元化すれば、市民の利便性の向上が期待でき、収納率の向上も図れる。	監査時点と同じ	これまで10市1村で構成する「下水道使用料等事務連絡協議会」(会長市・千葉市)を通じ、県水道局に「上下水道の一元化」に向けた協議を要請していたところであり、今後も引き続き要請していく。
意見	下水道使用料の納付誓約書の作成に関して、様式の統一化や分納の最低金額、誓約書の再提出等に付いての早期のマニュアル化の検討が望まれる。	監査時点と同じ	様式を統一し、マニュアル化を進めていく。
意見	下水道使用料について、口座振替及びコンビニエンス・ストアでの納付を促進することが重要である。	監査時点と同じ	コンビニ納付は今後も増加が見込まれる。一方、口座振替については若干減少傾向にあるが、収納の確保を図ることから、今後もPR活動、専用用紙の作成など口座振替率の向上策を検討していく。
監査結果	分流区域の1㎡当たりの受益者負担金単価について減免しているが、減免手続きが行われていない。	監査時点と同じ	規則に則った減免手続きを実施していく。
監査結果	受益者が納期限までに負担金を納付しないときに、延滞金を徴収したことがない。	監査時点と同じ	延滞金を徴収するよう改善していく。
監査結果	督促を受けても受益者負担金を納付しない者について、国税の滞納処分の例により処分が行われていない。	監査時点と同じ	特に悪質な滞納者に対しては、滞納処分を検討していきたい。
意見	受益者負担金について、電話による催告のやり取りの記録及び平日の臨戸徴収の記録を残す必要がある。	記録を残すようにした。	措置済み
意見	受益者負担金について、1件当たりの滞納金額が少額であり、他の収入項目よりもより一層の効率的・経済的な徴収が求められる。	監査時点と同じ	効率的、経済的な徴収ができるよう方策を検討していく。
監査結果	水洗便所化改造工事資金貸付の償還金に延滞があるときに、延滞金を徴収していない。	監査時点と同じ	延滞金を徴収するよう改善していく。
意見	水洗便所化改造工事資金貸付金の償還金について1件当たりの滞納金額が少額であり、他の収入項目と比較してより一層の効率的な徴収体制の構築が求められる。	監査時点と同じ	口座振替を導入するとともに、臨戸徴収の積極的な実施を図り、効率的な徴収体制による滞納金の軽減に努める。
意見	水洗便所化改造工事資金貸付金に関して、今後の貸付に当たっては、貸付条件として償還金の口座振替を原則とし、滞納防止に役立てるべきである。	監査時点と同じ	口座振替を貸付条件とすることは検討中だが、今まで納入通知書のみで行っていた償還を今年度から口座振替による支払いも可能にすることで、滞納防止に努める。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	市営住宅家賃の高額滞納者について、個別の事情を聴取し、誓約書が履行不能となっている理由の把握に努めているが、明渡しは求めている。	現在居住中の高額滞納者で分納誓約を守っている者については、分納内容を確認して分納額を増やす指導等を行っている。また、誓約が守られなかった時点で再度の誓約はとらず、悪質な滞納者を含め順次明け渡しを求めていくこととした。	措置済み
監査結果	年4回発送することになっている市営住宅家賃催告状を、年2回の催告書の発送を持って代行している。	運用実態を考慮し、滞納整理事務処理要綱改正を進めている。	要綱を改正する。
監査結果	連帯保証人に対する連帯保証債務履行要請について、規程に定めはあるものの、全く実施されていない。	本人への通知・指導にあわせて連帯保証人への履行協力要請及び連帯保証債務の履行を求めることとした。	措置済み

学務課

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	奨学金返還猶予申請書について、承認手続きが形式的となっており、申請内容を十分に確認していない。	平成18年度猶予承認においては、申請書の内容に記載もれ、誤りがないかを確認し、申請内容を十分に確認した後に決定した。(18年5月)	措置済み
意見	船橋市奨学金貸付条例施行規則において奨学金返済計画書の正式な様式を定めるべきである。	監査時点と同じ	船橋市奨学金貸付条例施行規則において、借用証書(第9号様式)の中に返済計画の内容が記載されているため、別に様式は作成していないが、今後見直しについて検討する。
監査結果	奨学金の返還(過年度繰越分)の調定額を間違えて調定した。また、過年度分の奨学金返還の調定が遅れた。	奨学金の平成18年度返還調定額について、奨学金貸付者台帳・猶予者台帳・消し込み簿との照合を担当者だけでなく係内で行い、十分確認した。調定額の確定後、現年度分・過年度分を4月に、現年度から過年度に移行する分を6月に調定した。	措置済み
監査結果	奨学金返還の滞納者に対して4月20日までに督促状を発送しなければならぬが、11月になって財務規則と異なる様式の文書を発送している。	過年度分滞納者については5月10日に、現年分滞納者については、出納閉鎖後6月6日に督促書を送付した。督促書の様式については、監査時点と同じ。	期限までに発送するよう努める。財務規則の督促状の様式は、内容が奨学金制度に適さないため(延滞金の欄がある等)、今後も奨学金督促書の様式としては使用せず、滞納整理マニュアルの中で様式を定める予定である。
意見	年度中において1回でも奨学金返還の滞納が生じた場合は、滞納が常態化する可能性があるため、その都度電話等での督促を行い、滞納金の発生を防止する必要がある。	監査時点と同じ。	電話等により返済を促し、滞納金の発生を防止に努める。
意見	船橋市奨学金貸付条例に延滞に係る規定を定めるべきである。	監査時点と同じ	延滞金の徴収の是非について、今後検討していく。
監査結果	奨学金の返還が滞っている債務者に対して、連帯保証人に代位弁済を求めることが十分に実施されていない。	監査時点と同じ	滞納整理マニュアルの中で連帯保証人への代位弁済を位置付け、実施していく。
意見	奨学金の延滞金の回収事務全般に係る回収規定を制定する必要がある。	滞納整理マニュアルを作成中である。	今年度中に作成する。
意見	対象者の就職状況等を調査し、奨学金制度の効果を測定する必要がある。	監査時点と同じ	就職状況等の実態把握に努め、奨学金制度の効果について、内容変更も視野に入れ、調査・分析をする。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
意見	情報システムを含む収入事務プロセスを、フローチャート等によって適切に把握しなければならない。	監査時点と同じ	情報システムにより処理される収入事務プロセスについては、フローチャート等によって適切に把握していく。
意見	情報システムの信頼性を検証するために、独立の第三者によるシステム監査が実施されなければならない。	監査時点と同じ	第三者による情報システム監査の実施を検討する。